



一般社団法人数、ついに NPO 法人数を上回る (2)

わかつく 219号で、それまで認可制であった社団法人・財団法人が、公益法人制度改革にともない「2階建て構造」となったこと、そして一般社団法人の数が急増し、NPO法人の数を上回ったこと、などをご紹介します。
今回は、一般社団法人数の激増にともなう影響などについて取り上げます。

NPO 法人と一般社団法人、どちらが有利？

設立までの日数の短さ 一般社団法人

一般社団法人は、公証人役場での定款認証が済めば、早期に法人設立が可能。NPO法人は最低2ヶ月程度かかる。

設立までの費用の安さ NPO 法人

一般社団法人は、公証人役場での定款認証手数料と登記の際に登録免許税が必要。NPO法人はどちらも不要。

必要な人数 一般社団法人

一般社団法人は、最低2人から設立可能。NPO法人は役員が最低4名、団体構成員10名以上が必要。

法定実務の少なさ 一般社団法人

公益社団法人にならない限り、一般社団法人は、所轄庁がなく、事業報告書等の提出義務はない。しかし、記事にもあるように、一般社団法人は未登記の状態が続くと職権解散がありうる。NPO法人は現時点では未登記による職権解散はない。

組織の透明性 NPO 法人

NPO法人は事業報告書等が公開されるため、第三者がほぼすべてのNPO法人の事業を把握することができる。一般社団法人は、自ら公開していないと事業が把握できない。

外部との連携のしやすさ NPO 法人

NPO法人のほうが制度の歴史が長いから、一般社団法人よりも外部との連携が取りやすい傾向にある。特に行政や財団等による補助金・助成金事業はNPO法人のほうが選択肢が多い。

課税対象の範囲の狭さ NPO 法人

NPO法人は原則非課税で、法人税課税対象となる事業についてのみ課税。一般社団法人は原則課税。ただし、非営利目的であることが定款上明確な場合はNPO法人とほぼ同様の課税対象になる。消費税はどちらも対象になりうる。

上記は、あくまで一般論に基づく区分であり、法人がおこなう事業内容、事業規模、組織形態などの事情により、逆のほうが有利になるケースもあります。実際にNPO法人もしくは一般社団法人の設立を検討される場合は、当該法人制度のことを十分に把握していただくようお願いいたします。

一般社団法人 激増のウラで
新しい公益法人制度が始まって10年が経過し、課題も見え隠れするようになってきました。まず、一般社団法人を家族で運営することで相続税逃れの手段として活用する事例が複数発生し、昨年の税制改正で対策がなされた。また、認可制だった旧制度のイメージをうまく利用し、あたかも第三者の認可を受けているかのようにならわしい告知をしている法人の存在も指摘されています。

また、一般社団法人の理事の任期は原則2年、監事の任期は原則4年です。再任は認められていますが、任期到達のたびに役員の変更をおこない、仮に再任であったとしても法務局への役員変更登記が必要。しかし、

NPO 法人との関係
ここまで激増した一般社団法人に比べて、NPO法人の数は頭打ちの状態。20年の歴史があるNPO法人が、半分の歴史しかない一般社団法人に、数の上では抜かれてしまっています。法務局では5年前から毎年「休眠会社」の整理を実施しており、最後の登記から12年経過している株式会社、②最後の登記から5年経過している一般社団法人・一般財団・公益社団法人・公益財団法人については、法務局の登記官の職権で解散登記を行うこととなっています。

公開制度の有無です。NPO法人は法律で過去5事業年度(2017年4月以前の分は過去3事業年度)の事業報告などを公開することが義務付けられています。インターネットから「内閣府NPO法人ポータルサイト」にアクセスすると、NPO法人から提出された事業報告書を閲覧することができ、各法人の事業の概況や経済状況などを確認できます。

目的によって法人格を使い分け
最近では、NPO法人と一般社団法人を意図的に使い分けたり、別団体のなかに一般社団法人を包括したり、といったように目的や事業によって法人格を使い分けるケースもみられるようになってきました。

法人制度は年々変化しており、これまで聞いたことがないような法人格が続々登場していますが、法人格を有しているから事業が優れていると決まっています。他団体と連携・協働する際には、相手の組織についてよく調べ、後で混乱を招かないように務めることが大切ですね。(志場久起)

今回の「わかつく」は
白浜町に多数進出しているIT系企業。その一社を訪問し、地域貢献活動をはじめとした取り組みをうかがいました。
わかつく 222号は10月18日付の予定です。

サホゲリ

「わかつく」掲載記事をもっとホリサゲ！ わかやま・なんでも掘り下げ隊

10月18日(金)夜、プレ開催！

和歌山のことをもっと深掘り！

お子様連れでの参加もOK！

コーヒー飲みもゆるーく語ら！

株式会社和歌山新報社と認定 NPO 法人わかやま NPO センターのコラボレーションで、和歌山都市圏の NPO・ボランティア団体の活動や、和歌山の地域課題にまつわる様々な統計データや資料などをご紹介している「和歌山を創る新聞・わかつく」は、この秋、連載開始から10年目に入ります。

10年目を迎え、これまで220回の連載記事のなかから「このことは和歌山市民のみなさんにもっと知っていただきたい！」というテーマをピックアップし、担当者自ら記事を解説しながら、お客さまと一緒にテーマについて、楽しく、でも真剣に話し合う場「わかやま・なんでも掘り下げ隊」をスタートします。

本開催の前の「プレ開催」を10月18日金曜の夜に設定いたしました。コーヒー飲みながら、ゆるーく考えませんか。

テーマ：和歌山都市圏の人口問題
わかつくでは何度となくご紹介してきた、人口減少と人口構成の変化。和歌山市周辺の人口の動態と、ご自身の居住地域の人口見通しの簡易な推計方法をご紹介します。

また「掘り下げ隊」の本開催に向けた意見交換も予定しています。

ホスト：志場久起(わかやま NPO センター 副理事長・わかつく 編集担当)
参加費：中学生以上1人200円(資料代・コーヒー1杯とお菓子つき)
備考：テーマに関心ある方であればどなたでもご参加いただけます。また、お子さま連れでの参加も可能です。

当日参加も可能ですが、資料準備の都合上、参加を予定される場合は、事前にわかやま NPO センターの電子メール info@wnc.jp までお知らせいただけますと幸いです。

お問い合わせ：わかやま NPO センター 073-424-2223
E-mail: info@wnc.jp

これまで「わかつく」紙面では、和歌山都市圏の人口に関する問題を132号、134号、136号、142号、144号、161号、165号、187号、213号などでご紹介しています。

バックナンバーはわかやま NPO センターウェブサイトから PDF 形式でご覧いただけます。

日 時：10月18日(金) 18:30～20:00
場 所：和歌山ビッグ愛9階会議室 B

今後は、人口に関する問題のほか、和歌山市の公共インフラ、和歌山市の「移動」、休眠預金活用制度などを取り上げていく予定としております。